

平成 26 年 8 月 29 日

**無電柱化対策に関する調査
＜調査結果に基づく通知＞**

総務省近畿管区行政評価局（局長：菅 宜紀）では、この度、災害時の電力・通信の安定的供給の確保、良好な景観の確保等から無電柱化の推進が求められており、その実態を明らかにし、計画的な推進を図る等の観点から、無電柱化の社会実態、無電柱化の推進体制の整備状況及び個別事業の実施状況等を調査し、その結果に基づき、国土交通省近畿地方整備局に対して、必要な対応を講ずるよう通知しました。

併せて、調査した大阪府、大阪市、堺市に対して調査結果を参考連絡しましたので、公表します。

なお、当該調査は、近畿管内では近畿管区行政評価局及び京都行政評価事務所が同時に実施しており、近畿地方整備局に対する通知は合わせて近畿管区行政評価局が実施し、地方公共団体への参考連絡はそれぞれが実施しました。

また、調査結果の公表は、それぞれが実施します。

【照会先】

総務省近畿管区行政評価局

第一部第2評価監視官

担 当：宮田 壽一

電 話：06-6941-8759（直通）

F A X：06-6941-8999

「無電柱化対策に関する調査」調査結果に基づく通知(概要)

《調査の背景》

通知日：平成 26 年 8 月 29 日 通知先：国土交通省近畿地方整備局

併せて、大阪府、大阪市、堺市に参考連絡

- 戦後、電力及び通信需要の急増に伴い、多数の電柱が設置。
 しかし、歩行者等の通行の支障や景観の妨げとなるほか、災害時には電柱倒壊等による道路閉塞、電線類切断による電力・通信の遮断が危惧。
- 海外と比較すると、日本の市街地等の幹線道路の無電柱化率(注1)が15%
 (平成24年度末、国土交通省調べ)に対し、ロンドン・パリ・香港が100%、
 ニューヨークが83%(なお、大阪府15%、大阪市38%)(資料1参照)。
- 国は、昭和61年度から現在に至るまで、6期にわたる計画により、電線類
 の地中化、無電柱化(軒下配線・裏配線(注2)等)を推進(資料2参照)。
 しかし、電柱数はほぼ横ばい(資料3参照)。
 また、平成7年6月には、電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成
 7年法律第39号)が施行され、経費負担軽減を支援(注3、資料4参照)。
- 今回、北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府及び福岡県のそれぞれの
 状況を担当局・所が調査。

- 調査対象機関
 警察庁近畿管区警察局、総務省近畿総合通信局、経済産業省近
 畿経済産業局、経済産業省中部近畿産業保安監督部近畿支部、
 国土交通省近畿地方整備局、同大阪国道事務所
- 関連調査等対象機関
 西日本電信電話株式会社、大阪府、大阪市、堺市、関係団体等
- 調査時期：平成26年4月～8月
- 調査担当部局：近畿管区行政評価局

(注1)市街地(都市計画法における市街化区域)等の幹線道路(国道及び都道府県道)
 における、電柱、電線類のない延長の割合

(注2)軒下配線とは建物の軒等を活用して電線類の配線を行うことを言い、裏配線とは
 表通りの無電柱化を行うため、裏通り等へ電柱、電線等を移設することをいう。

(注3)電線共同溝とは、道路の地下空間を利用して、光ファイバ、電力線等をまとめて収
 容する施設

《主な通知事項》(当局調査分)

①把握した電線共同溝への電線類未敷設、
 電柱等未撤去箇所に対する対応の実施



- 近畿地方整備局が抜柱会議(注)等により把握した、電線共同溝事業が完了している49か所のうち、17か所
 は電柱撤去時期が未定(電柱480本未撤去)。また、長期(電線共同溝への電線類敷設の占用許可交付後5
 年以上)にわたって電線共同溝への敷設、電柱等の撤去ができないところが17か所中15か所あり(中には12
 年以上経っても電柱等が未撤去の事例あり)。早期に電線類を敷設し、電柱等を撤去するよう、道路管理者及
 び電線管理者双方が協働で取り組むよう近畿地方整備局に対して通知。
 (注)電柱撤去に向けた電線管理者と道路管理者との会議

②大規模災害等の発生に備えた緊急交通路
 の無電柱化の促進



- 緊急交通路の無電柱化が低調(大阪府内の緊急交通路延長のうち無電柱化済み道路延長割合は25%)。
 災害発生等に備え、無電柱化推進計画の策定及び無電柱化事業実施に当たり、無電柱化を重点的・優先的
 に行う箇所として合意を図り、計画的に実施ことについて、管内の道路管理者及び電線管理者と協議するよう
 近畿地方整備局に対して通知。

③電線共同溝整備後等における無電柱化の
 計画的かつ速やかな実施、適切な維持管
 理の実施(個別事業の実施状況)



- 事業完了後に、電線管理者が電線共同溝へ電線類敷設のための占用許可の交付が遅延(2年以上要してい
 るものが調査した7か所中5か所、中には約4年が1か所)。速やかに交付し、早期に電線類の敷設ができるよ
 う、近畿地方整備局に対して通知。
 また、電線共同溝の管路不具合等により電線類の敷設ができない箇所への対応措置を講ずるよう通知。
- 鍵の貸出しなど、電線共同溝管理規程等に反しているものあり。同規程に基づき維持管理を適切に行うよ
 う近畿地方整備局に対して通知。

① 把握した電線共同溝への電線類未敷設、電柱等未撤去箇所に対する対応の実施

主な通知事項

近畿地方整備局【結果通知】、大阪市【参考連絡】

近畿地方整備局は、電柱等の早期撤去を図るために、次の措置を講ずること。

- 抜柱会議等により、電線類の未敷設、電柱の未撤去等の進捗状況等を把握するとともに、電線共同溝整備計画に沿って早期に電線共同溝への電線類の敷設、電柱等の撤去が図られるよう、更に道路管理者及び電線管理者が連携・調整を密にして双方が協働で取り組むこと。

主な調査結果

○大阪国道事務所

大阪国道事務所では、1年に1度抜柱会議を開催し、関西電力株、西日本電信電話株等の電線管理者から電線共同溝事業完了後における電線共同溝への電線類の敷設、電柱等の撤去等の状況は次のとおり。

- 電線共同溝事業実施済み8路線 49 か所のうち、電柱撤去時期が未定のものが 17 か所(34.6%)あり、電柱 480 本が未撤去。

また、電柱撤去時期未定 17 か所のうち、電線共同溝への電線類入溝の占用許可を電線管理者に交付後 5年以上の長期を要している箇所は 15 か所。中には、12 年を経過しても電柱等が撤去されていないものがある。

- 電柱撤去時期が未定の 17 か所の主な要因等は、沿道住民の民地への引込み管路の施工が必要であるが、施工方法等で道路管理者と電線管理者の調整が未了のもの7か所。この他に沿道住民等の同意が得られないもの等3か所。

○大阪市

大阪市では、1年に2度抜柱会議を開催し、関西電力株、西日本電信電話株等の電線管理者から電線共同溝事業完了後における電線共同溝への電線類の敷設、電柱等の撤去等の状況を把握しているが、その対応は次のとおり。

- 事業完了及び事業中の 110 か所のうち、電柱撤去時期が未定のものが 15 か所(13.6%)、このうち、その主な原因が管路不具合等によるもの 12 か所となっているが、予算確保が難しいとして追加施工が未実施。

② 大規模災害等の発生に備えた緊急交通路の無電柱化の促進

主な通知事項

近畿地方整備局【結果通知】

近畿地方整備局は、大規模災害発生時における応急対策の確保の観点から、無電柱化推進計画の策定及び無電柱化事業の実施に当たり、緊急交通路・緊急輸送道路を重点的、優先的に行う箇所として電線管理者等の協力の下合意を図り、協議会・地方部会の構成員がこれに沿って計画的に無電柱化を図ることについて協議する必要がある。

主な調査結果

- 大規模災害発生時における応急対策の確保の観点から、重点的・優先的に無電柱化を促進すべきと思われる緊急交通路(注1)における無電柱化の進捗状況が、次のとおり低調(資料5参照)。

緊急交通路における無電柱化の状況 (単位:km、%)

区分	緊急交通路延長 (a)	無電柱化済み道 路延長(b)	進捗率 (b/a)
近畿地方整備局管内(2府5県)	15,731	2,157	14
大阪府内	1,862	473	25
大阪国道事務所管内	217.7	79.7	36.6
大阪府管内(道路管理者分)	792.0	29.4	3.7
大阪市管内(道路管理者分)	119.4	38.5	32.2
堺市管内(道路管理者分)	85	1.4	1.6

表中の近畿地方整備局管内及び大阪府内の計数は、国土交通省提出資料(平成24年度)から作成した。
これ以外は当局調査結果により作成した(平成25年度末)。

- 緊急交通路のうち、災害発生直後における災害応急対策にあたる緊急通行車両等の通行を最優先で確保するための道路「重点14路線(注1)」に該当する箇所が、大阪国道事務所、大阪府及び大阪市の第6期無電柱化推進計画(注2)で12か所掲げられているが、半分の6か所は無電柱化が未実施。

(注1)大阪府地域防災計画(大阪府防災会議策定)に基づき、府県間を連絡する主要な道路等を「広域緊急交通路」(自動車専用道路22路線及び一般道路89路線)に選定。このうち災害発生直後における災害応急対策にあたる緊急通行車両等の通行を最優先で確保するための道路を「重点14路線」(一般道路の国道9路線及び大阪府道5路線)に選定(資料6参照)。

(注2)近畿地区2府5県における無電柱化推進のため「近畿地区無電柱化協議会」等が設置され(事務局は近畿地方整備局、資料7参照)、同協議会で、平成21~25年度の5年間に於いて無電柱化を図る箇所を示した「第6期無電柱化推進計画」を策定。

③ 電線共同溝整備後等における無電柱化の計画的かつ速やかな実施、適切な維持管理の実施 (個別事業の実施状況)

(1) 電線共同溝整備後等における無電柱化の計画的かつ速やかな実施

結果通知P7～12

主な通知事項

近畿地方整備局【結果通知】、大阪市【参考連絡】

近畿地方整備局は、無電柱化が早期かつ計画的に推進されるよう、次の措置を講ずること。

- 電線共同溝事業完了後、できるだけ速やかに電線管理者に占用許可を出すよう努めること。
- 管路不具合、引込み管路追加施工箇所等の発生原因を把握し、その発生をできるだけ少なくなるよう必要な措置を講ずるとともに、早期に電線共同溝への電線類の敷設ができるよう必要な措置を講ずること。

主な調査結果

早期に電線類・電柱等の撤去ができない要因は次のとおり(資料8参照)。

- 電線共同溝事業完了後、電線管理者による電線共同溝への電線類の敷設を許可する「占用許可」を出すまで2年以上を要し、電線類の電線共同溝への早期敷設に支障があるもの(資料8-1参照)。
大阪国道事務所：調査した7か所中5か所(うち1か所は約4年)
大阪市：同8か所中3か所
- 事業完了後に管路不具合等が判明し、その後、当該箇所の整備が未了のため、電線共同溝への電線類の敷設等ができていないもの(資料8-2参照)。
大阪国道事務所：調査した7か所中5か所
大阪市：同8か所中4か所
- 電線共同溝の占用予定者(電線管理者)が電線共同溝に敷設していないため、架空線や電柱の撤去ができないもの(資料8-3参照)。
大阪市：1か所

(2) 電線共同溝の適切な維持管理の実施

結果通知P12～13

主な通知事項

近畿地方整備局【結果通知】、大阪府、大阪市、堺市【参考連絡】

- 近畿地方整備局は、電線共同溝管理規程等に基づき維持管理を適切に行うこと。また、管内の道路管理者に対して、適切な維持管理について周知するよう努めること。

主な調査結果

道路管理者の電線共同溝管理規程に基づく維持管理が不適切なものは次のとおり(資料9参照)。

- 電線共同溝の収容物件の敷設状況など、記載すべき事項が道路管理台帳に記載されていないもの(大阪国道事務所、大阪府、大阪市及び堺市)
- 鍵の貸出しが規程どおりに行われていないもの(大阪国道事務所、大阪府及び堺市)
- 事故発生等における緊急連絡系統図が誤っているなど不適切なもの(大阪国道事務所、大阪府、大阪市及び堺市)